

# 12月は納税推進強化月間 未納の方は至急納税を!

市では、12月を納税推進強化月間としています。期中、市税・国民健康保険税及び介護保険料を滞納され

ていて、督促状及び催告書等により再三にわたり納税のお願いをしてきたにもかかわらず、全く応じていただけない方には、自宅や勤務先に市職員が訪問して、事情をお聞きしたり、その方の財産調査を行います。訪問や財産調査の結果によりまし

ては、地方税法の定めに従い、財産(電話加入権・預貯金・給



次のとおり納期限は過ぎています。納税通知書をご確認ください。  
◎市・都民税第1期(6月30日)、第2期(9月1日)、第3期(10月31日)

## 消費税が変わります

消費税法の一部が改正され、原則として平成16年4月1日から適用されます。◆事業者免税点の引き下げ 納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が現行の3千万円から1千万円に引き下げられます。

◆簡易課税制度の適用上限の引き下げ 簡易課税制度を適用することができ

る基準期間の課税売上高の上限が現行の2億円から5千万円に引き下

◎固定資産税・都市計画税 第1期(6月2日)、第2期(7月31日)  
◎軽自動車税全期(6月2日)

◎国民健康保険税第1期(9月1日)、第2期(9月30日)、第3期(10月31日)  
◎介護保険料第1期(9月1日)、第2期(9月30日)、第3期(10月31日)

納期内納税にご協力を

口座振替を利用されている方へ

指定の預金口座から自動的に振替させていただきます。残高不足にならないよう注意してください。

## 改正消費税法説明会

◆総額表示の義務付け 課税事業者が消費者に対して、価格をあらかじめ表示する場合には消費税額(地方消費税額を含む)を含めた支払総額の表示を行うことが必要となります。

日時12月2日(火) ①午前10時～11時 ②午後1時30分～2時30分 ③午後6時30分～7時30分

問合せ青梅税務署法人1部 門番0428・22・3185



「いまま」子育て支援 テーマ子育て支援 市内在住の有識者をコーディネーターに据え、一般参加者の方も同じフロア

公開します 市政情報  
保護します 個人情報  
ご利用ください 情報コーナー  
情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問合せは、文書職員課文書係へ。

## 商工会消費税法講習会

消費税法の一部が改正されることとなり何かと準備が必要で

日時①11月26日(水)午後3時～②12月11日(水)午後3時～

問合せ福生市商工会 551・2927

## 12月の無料相談 ※休日・祝日を除く

| 相談内容            | 期日                                  | 時間                  | 場所                              | 備考  |
|-----------------|-------------------------------------|---------------------|---------------------------------|---|
| 人権身の上相談<br>行政相談 | 3日(水)                               | 午後1時30分～4時30分       | 商工会館2階会議室                       |   |
| 登記相談            | 4日(木)                               |                     |                                 |   |
| 法律相談            | 5日(金)<br>10日(水)<br>17日(水)<br>24日(水) |                     |                                 |   |
| 交通事故相談          | 18日(水)                              |                     |                                 |   |
| 税務相談            | 25日(水)                              |                     |                                 |   |
| 女性悩みごと相談        | 福生市<br>10日(水)<br>24日(水)             | 午前9時30分～<br>午後0時20分 | 市役所1階<br>市民相談室                  | 福生市・羽村市在住の女性の方でしたらどちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)予約は、相談日の2週間前まで電話で福生市市民相談係☎551-1511・羽村市市民相談係☎555-1111へ。 |
| 羽村市との<br>共同事業   | 羽村市<br>3日(水)<br>17日(水)              | 午後1時30分～<br>4時20分   | 羽村市役所<br>東庁舎1階<br>福祉事務所内<br>相談室 |   |
| 少年相談            | 19日(金)                              | 午前9時～<br>午後5時       | 市役所1階<br>市民相談室                  | 予約制、市民相談係へ。相談日以外には警視庁八王子少年センター☎0426・42・1677へ。   |
| 高齢者職業相談         | 16日(火)                              | 午後1時30分～<br>4時30分   | 市役所1階<br>市民相談室                  | おおむね55歳以上の方が対象です。   |
| 介護保険相談          | 毎週火曜<br>・水曜日                        | 午前9時～<br>午後4時       | 市役所1階<br>介護福祉課                  |   |
| 消費者相談           | 毎週月曜<br>・木曜日                        | 午前10時～正午<br>午後1時～4時 | 第3庁舎<br>2階相談室                   |   |
| 心配ごと相談          | 毎週水曜日                               | 午後1時～<br>4時         | 福祉<br>センター                      |   |
| 金融相談            | 4日(木)                               | 午後1時30分～<br>3時30分   | 商工会館<br>1階研修室                   | 商工会☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者  |

市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談(☎551・1511市役所代表)、教育相談(直通☎551・7700)は、各部署で毎日行っていますのでお気軽にご相談ください。



日米合同演奏会 福生横田交流クラブ創立15周年記念事業として企画されたもので、家族そろって楽しめる演奏内容を用意しています。

## 10月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

| 測定場所           | 熊川1571番地誘導灯付近 |     | 福生市役所屋上 |     |
|----------------|---------------|-----|---------|-----|
|                | 飛行回数          | 前年比 | 飛行回数    | 前年比 |
| 飛行総数           | 1,424         | 352 | 368     | 219 |
| 昼間(午前7時～午後7時)  | 1,187         | 235 | 284     | 148 |
| 夕刻(午後7時～午後10時) | 218           | 129 | 76      | 64  |
| 夜間(午後10時～午前7時) | 19            | -12 | 8       | 7   |
| 最高音圧レベル(デシベル)  | 120           | 3   | 91      | 1   |

《聴覚障害者の方へ》広報や市のお知らせなどの問い合わせは、☎552・5150(社会福祉課FAX)をご利用ください。問合せ 秘書広報課市民相談係